

令和3年3月16日

関係機関各位

OTC 医薬品等における乱用防止啓発活動のリーフレット作成について

一般社団法人日本医薬品情報学会
OTC 情報委員会

平素より当学会にご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

セルフメディケーションを推進するには、OTC 医薬品や医薬部外品等の適正な使用が不可欠です。特に乱用等のおそれのある OTC 医薬品等については、専門家による適正な販売が求められています。

そこで、当学会では消費者側にもご理解ご協力いただくため、啓発活動にご利用いただけるリーフレットを作成いたしました。適正なセルフメディケーションの推進にお役立てください。

市販薬を買うときにもルールがあります



乱用等のおそれのある医薬品を薬局で販売するときは、特別なルール※があります。

※ 医薬品医療機器等法施行規則第15条の2など

薬物乱用とは？

- 薬物の不適切な使用
- 麻薬や覚せい剤などが有名だが、一般用医薬品であっても乱用につながる可能性がある
- 脳に作用して依存性が生じ、乱用、中毒につながる



薬物乱用から個人や社会を守るため、このような決まりがあります。この意味をご理解いただき、自身の健康と健全な社会を守りましょう！！